

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）2月27日

北海道留萌振興局長 上原 和信

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

令和8年度（2026年度）留萌地域人材確保・定着促進事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

人手不足産業分野（製造業、サービス業、建設業、医療・福祉、運輸業等）における地域の良質で安定的な正社員就職者等の創出及び定着を図ることを目的とし、次の取組を実施すること。

なお、本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な雇用による正社員就職者等（※1）の創出が求められることに留意すること。

ア 専門家派遣による取組

(ア) 取組内容

採用や人材育成、人材定着に関する企業力向上の取組に資するよう、採用担当者が参加する情報交換・交流会を開催する。なお、実施にあたっては、以下の要素を取り入れた取組とすること。

- a 参加事業者に対し、自社の採用力の強化や就業環境の充実に向けた取組等を紹介する事業者を専門家として招聘し、講演を依頼すること。
- b 参加事業者が採用等に関する課題や取組を互いに共有し、交流できる時間を設けること。

(イ) 開催時期

令和8年（2026年）7月から11月の間に実施

(ウ) 開催回数

1回以上を必須とする。

(エ) 開催方法及び開催地域

対面またはオンラインとのハイブリッド開催 ※留萌管内で開催すること

(オ) 対象者

管内事業者

イ 管外求職者とのマッチング機会提供

(ア) 取組内容

管外求職者と管内事業者の出会いの場となるマッチングイベントを実施すること。

なお、イベント周知や求職者・事業者の参加募集も業務内容に含めるものとする。

実施にあたっては、留萌管内の事業者や仕事、住環境等の魅力を伝えるとともに、留萌地域の人材確保・定着促進が図られるような工夫をすること。

(イ) 開催時期

令和8年（2026年）7月から11月の間に実施

(ウ) 開催回数

1回以上を必須とする。

(エ) 開催方法及び開催地域

対面またはオンライン

- a 管外求職者、管内事業者ともに参加しやすい方法や地域を設定すること。
- b オンラインの場合は、原則リアルタイム配信とする。

ｃ オンラインの場合は、次のいずれの方法も可とする。

- ・ 事業者、求職者の全てを個別にオンラインでつなぎ配信する方法
- ・ 事業者を1つの会場に集め、各地域の求職者にオンラインでつなぎ配信する方法
- ・ 求職者を1つの会場に集め、各事業者とオンラインでつなぎ配信する方法

(オ) 対象者

管内事業者及び管外求職者

ウ 事業効果の分析

各事業については、アンケート調査を実施し、結果集計及び事業効果の分析を行うこと。

エ 正社員就職者の数値把握

本委託業務により実施した事業参加者へのアンケート等により把握し、令和8年(2026年)10月末及び令和9年(2027年)1月末時点(予定)における就業の状況を確認するものとする。

オ その他

(ア) 上記ア及びイのほか、管内の現状等を踏まえた効果的な企画を提案すること。

(イ) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、業務の開始前に協議する場を設けること。

(ウ) 上記ア及びイの実施における参加者等の募集にあたっては、募集の申込状況に応じて、現在、他の事業等で取り組んでいる周知方法に加えて、より効果的な方法を検討し、積極的な周知活動に取り組むこと。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

(4) 納入場所

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌合同庁舎2階
北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

2 公募型プロポーザル方式への参加に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く)。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。
- (9) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (10) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。
また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (11) コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。
また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、協定書等に記載があること。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、下記で定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付について

(ア) 交付期間

令和8年(2026年)2月27日(金)から4月9日(木)まで

※土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(イ) 交付場所

「9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織」で交付する。

なお、北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/249108.html)

イ 申請書の提出について

(ア) 提出期限

令和8年(2026年)4月9日(木) 17時(必着)

(イ) 提出書類及び部数

参加資格審査申請書(別紙2)及び添付資料 各1部

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで。(土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(エ) 提出場所

「9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織」のとおり。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和8年(2026年)2月27日(金)から4月28日(火)まで

※土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 交付場所

「9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織」で交付する。

なお、北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/249108.html)

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年(2026年)4月28日(火) 17時(必着)

※土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 提出場所

「9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織」のとおり。

(3) 提出書類及び部数

企画提案書(別紙5)及び添付資料 各7部

なお、企画提案書1ページ目の「提案者名」は、1部のみ記入し、残りの6部は空欄とすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで。(土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- 5 選定業者数
1社を選定する。
- 6 提案の無効
公募型プロポーザル方式への参加に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。
また、参加資格審査申請書（別紙2）及び企画提案書（別紙5）、各添付書類が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。
 - (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- 7 最良の提案をした者の選定方法
提出された企画提案の内容について、プロポーザル審査会を開催し、提案者へのヒアリング審査を実施する。審査会において、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。
ただし、提案者が3者を超える場合には審査基準による企画提案書の第一次審査をする場合がある。
- 8 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。
- 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織
 - (1) 名称
北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係 片山（かたやま）
大平（おおひら）
 - (2) 所在地
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌合同庁舎2階
 - (3) 電話番号
0164-42-8440（直通）
 - (4) メールアドレス
rumoi.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp
 - (5) 問合せ可能時間
9時から17時まで。（土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
メールによる問合せについても上記時間内で回答する。
- 10 その他
 - (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。なお、審査結果及び特定者名は、公表する。
 - (3) その他詳細は、「令和8年度（2026年度）留萌地域人材確保・定着促進事業委託業務 企画提案指示書（別紙3）」による。
 - (4) 本事業は、令和8年度の国の補助金を財源として実施するものであり、国からの交付の有無、交付決定日・交付額の変更等により、委託業務の実施の中止や業務の内容、委託期間等が変更となることがある。
また、令和8年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。
 - (5) 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。